

180 日を超えた場合の入院基本料について

同一傷病での入院日数が通算 180 日を超えた場合、健康保険では入院基本料の 85%までしか認められなくなります。その場合、病院が残りの 15%を患者様から徴収することが認められています。

そのため、当院では 181 日目から入院基本料の 15%を実費料金にて負担していただきます。

一般病棟入院基本料 1 日につき 2,412 円(税込)

なお、以下の状態の方については、対象外となります。

- ・厚生労働大臣が定める疾患（難病）を主病として入院している場合
- ・重度の肢体不自由者（脳卒中後遺症および認知症以外）
- ・脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中後遺症および認知症以外）
- ・重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者
- ・悪性新生物に対する腫瘍薬（重篤な副作用を有する）を投与している状態
- ・ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ・人工呼吸器を使用している状態
- ・末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ・呼吸管理を実施している状態
- ・頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態
- ・肺炎に対する治療（抗生剤）を実施している状態

詳細につきましては、1 階受付窓口へお問い合わせください。

令和 7 年 2 月 1 日

JCHO 登別病院